構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画作成主体の名称

金沢市

2 構造改革特別区域の名称

「世界都市金沢」小中一貫英語教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

金沢市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)「金沢世界都市構想」に基づき21世紀の都市形成を進める金沢市

金沢市は、歴史と固有の伝統文化を基盤としながら、都市としての発展、市民生活の向上に努めてきている。19世紀から20世紀の近代への過程では、学術・文化において国際的に活躍した高峰譲吉、鈴木大拙、木村栄等多くの優れた人材を輩出している。

その伝統を継承し、21世紀に通用する人材を育成し、現代社会の当面する新しい課題に積極的に取り組み、世界の中で独特の輝きを放つ「世界都市金沢」の形成を進めていくことが必要であると考え、平成7年に「金沢世界都市構想」を策定し、その実現に努めてきている。

また、世界に7つの姉妹都市を持ち、小・中学生も含め活発な交流が行われている。

(2)「金沢子ども条例」に基づき地域社会が一体となって子どもを育てる金沢市

平成13年12月、金沢市では「金沢子ども条例」(子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例)を制定した。

この条例は、「子どもを育てる大人の役割」を定めたものであり、いわゆる金沢コミュニティを形成する家庭・地域・学校・企業・行政等の全てが子どもの育成に責任があることを認識し、主体的に子どもの育成に関わることについて、それぞれの役割や責任を定めたものである。

また、大人が共通の理念と目標を持って実際の行動に移せるようにするため、条例に基づき設置された「金沢子どもを育む行動推進委員会」において、上記の主体がそれぞれ具体的にどのような行動をなすべきかについて、「金沢子どもを育む行動計画」としてまとめられ、平成15年度から実施されている。

市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者としての大人の責任を自覚し、できるこ

とから始めると同時に、金沢市が「社会全体で子どもを育てていくまち」として、各 主体が協働し、未来を担う子どもたちを幸せにそして健やかに育むよう努めている。

(3) 小学校での英語教育活動を進めてきた金沢市

金沢市では、平成7年の「金沢世界都市構想」を受け、平成8年度から小学校において外部指導者も導入して小学校英語活動に着手するとともに、翌平成9年度からは全ての市立小学校(58校)で英語活動を実施してきた。

また、同時に文部省(当時)の小学校英語にかかる研究開発学校を1校設置し、小学校における英語科設置についても研究を進めてきた。

その後、小学校英語活動指針(指導事例集)の充実とともに、年間の実施時数の目標も35時間へと拡大し、平成14年度からは「総合的な学習の時間」に位置づけ、英語活動から英語教育へと質的な充実を進めてきた。

平成13年から本年度を最終年として、1中学校区の小・中学校3校を小中一貫英語教育推進地域として指定し、平成16年度からの小中一貫英語教育のカリキュラムづくりをはじめ研究実践に取り組み、平成15年秋には成果を公開発表した。

こうした継続的な取組により、金沢市では各小・中学校における平成16年度からの小中一貫英語教育の手がかりと実施への手応えを掴んできている。

5 構造改革特別区域計画の意義

「世界都市金沢」の形成の基本テーマとして、「世界の中で独特の輝きを放つ都市づくり」「住む人一人ひとりの幸せをめざす都市づくり」を掲げ取り組んできており、その中で世界都市であるための条件として、「安全であること」「美しいこと」「活力があること」「個性的であること」「知的刺激があること」「暮らしやすいこと」「世界に開かれていること」を挙げ、姉妹都市をはじめとする国内外の都市間の交流の推進、金沢を訪れる外国人に優しい環境整備、環日本海・北東アジアなどの圏域交流を推進するなど、積極的な国際交流のまちづくりに努めてきている。

この中で、最も重要なことは、「世界都市金沢」を形成する市民の国際性の涵養であり、「実践的なコミュニケーション能力を中核としたより高い英語力」「国際社会に生きる日本人としての自覚」「郷土である金沢の歴史や文化を理解し英語で説明できる力」を身に付けた児童・生徒の育成、すなわち「世界都市金沢」の未来を担う人材創生であると考えている。

そこで、これまでの小学校英語教育及び小中一貫英語教育の試行における成果をもとに、金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき小学校第3、4、5、6学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づけるとともに、小学校英語の到達目標と連動した、より高い目標設定による中学校(24校)の英語科の内容の充実及び時間数の拡充を行い、金沢市の全ての市立小・中学校で小中一貫の英語教育を実施する。

本計画を実施することで、義務教育を終えた段階で、英語による実践的なコミュニケーション能力を中核としたより高い英語力を身につけ、「世界都市金沢」を形成する市民の一員として、訪れる外国人に金沢の歴史や文化を英語で説明したり、様々な商業活動等の分野で活用するなど、豊かな国際性を発揮できるようになる。

また、今後の英語教育のあり方として、そのカリキュラム、指導方法、環境整備について具体的な実践をとおして、小中一貫英語教育の必要性と義務教育段階での英語教育改革を提案していくことができると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1)特区計画の経済的、社会的効果の面からみた目標

「世界都市金沢」を担う人材創生の目標

金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき小学校第3、4、5、6学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づける。中学校英語科においても、小学校英語の 到達目標と連動したより高い目標設定と中学校の英語科の内容の充実及び時間数の 拡充を行う。

このように、金沢市の全ての市立小・中学校で小中一貫の英語教育を実施することで、小学校修了段階で日本英語検定協会主催「児童英検」の「GOLDグレード」で8割以上のスコアを獲得し、中学校修了段階では7割程度の生徒が、同協会主催の「英語能力判定テスト」で実用英語技能検定(英検)3級相当のスコアを獲得、さらにその内2割程度の生徒が、英検準2級相当のスコアを獲得できるようにする。このように、義務教育を終えた段階で、英語による実践的なコミュニケーション能力を中核としたより高い英語力を身につけることで、「世界都市金沢」を形成する市民の一員として、様々な場面で豊かな国際性を発揮できるようにする。

「金沢世界都市構想」に基づくまちづくりの主要課題への効果

「金沢世界都市構想」実現のため、「金沢市新基本計画(平成8年からの10か年計画)」における7つの主要課題のうち「学術・文化の高揚」「情報化・国際化の推進」について、小中一貫英語教育の実践により、市民全体の英語力の向上、国際理解の充実、自国文化・郷土金沢の文化理解の進展が期待できるとともに、新たな文化創造、国内外における文化交流、人事交流、経済交流等の活性化を期待できる。

(2)適用される規制の特例措置

「世界都市金沢」小中一貫英語教育においては、小学校第3、4、5、6学年の教育課程に「英語科」を新設し、小学校卒業段階で中学校第1学年前期程度の英語力を身に付けさせる。

これまでの「総合的な学習の時間」に位置づけた英語活動では、国際理解教育など総合的な学習として、各学校が設定した目標やねらいの達成が中心となり、具体的に英語力を身に付けさせるという側面が弱くなりがちであったが、規制の特例措置により、語学教育として小学校英語科で身に付けさせる英語力を明確にすることで、指導と評価を充実させる。

中学校英語科では教育課程を編成する際の基準となる標準時数を拡大するとともに、 小学校で身に付く英語力を基礎として、より高い目標を達成するため指導内容の充実 をめざしている。 これらを実施するためには、学校教育法施行規則によって規定されている小・中学校の教育課程において編成すべき教科、授業時数、教育課程の基準によらない特例措置及び主たる教材である英語科教科書の早期給与の特例措置が必要になる。

特例措置の具体的内容は以下のとおりである。

【小学校】

- ・ 第3学年から第6学年の教育課程に「英語科」を新設し、各学年では45分の単位時間で年間35時間の授業時数を設定する。(平成16年度全校実施)
- ・ 各学校は、前述の時間の他に15分程度のショートタイムの学習時間を週に1回 以上設定する。
- ・ 金沢市立小学校英語科学習指導要領及び金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき、系統的な指導計画のもと、学級担任と外部指導者(中学校英語科の免許を持った非常勤講師、ALT等)が英語副読本及び中学校第1学年用の教科書を主たる教材として活用し授業を行う。

【中学校】

- 英語科の授業時間数を全学年年間105時間から140時間に拡充する。
- · 各学年で選択英語の発展コース及び補充コースを設置する。
- ・ 金沢市小中一貫英語カリキュラムを実施し、その中で中学校用副読本を活用し金 沢の歴史や文化を発信できる英語力を身に付けさせる。
- ・ 中学校第3学年の英語科教科書を、概ね同学年の夏季休業前に終了し、より高い 目標を達成するため、副読本を活用して学習する。

(3) 小中一貫英語教育全面実施にかかる移行措置等の対応

金沢市小中一貫英語カリキュラム全面実施にかかる移行措置

小中一貫英語カリキュラムの全面実施は、平成18年度からとするとともに、平成16年度及び17年度を移行措置期間として段階的に教育課程を改善する。

小学校では、平成16年度の第6学年で、副読本の内容に関わる学習に加え、後期以降での中学校第1学年の教科書の使用を開始することとし、現行学習指導要領中学校第1学年の内容の20時間程度を実施する。

他の学年にあっては、金沢版小中学校英語科指導要領に基づいて作成された副読本の内容を、平成16年度から全面実施する。

小学校においては平成17年度から小中一貫英語カリキュラムを該当学年で全面 実施し、第6学年では年度当初から中学校第1学年の英語科教科書を使用する。

中学校においては、小学校の移行措置を受け、平成16年度及び17年度の2年間で各学年の教科書終了時期を段階的に早め、平成18年度には全面実施することとし、中学校第3学年教科書の終了時期を、目標である中学校第3学年の7月頃となるよう暫時移行する。

それに応じて、現行中学校英語科指導要領より、より高い目標が設定された金沢版小中一貫英語科指導要領に基づいて作成された中学校英語科副読本に沿った学習内容を暫時増やし、各学年で使用するとともに中学校第3学年用英語科教科書の終了後に使用する。

児童生徒の学力差に対応する個に応じた指導の充実

- ・ 非常勤講師やALTを新たに配置し、全ての中学校の全ての学年に、選択英語における発展コース、補充コースを設置し、学習の状況に応じて英語学習の充実を希望する生徒が選択履修できるようにする。
- ・ 中学校における習熟の程度に応じた英語科学習を進めるため、中学校英語科での 習熟度別少人数授業を充実する。
- ・ 市外からの転入生徒等に適切に対応するため、新たに配置する非常勤講師や放課 後学習支援のための学校教育活動を支援する地域の人材等も含めた放課後等におけ る個別指導を充実する。
- ・ 児童・生徒の英語力に応じた指導を充実するために、英語力の定着状況を把握で きるように小学校で「児童英検」、中学校で「英語能力判定テスト」を実施し、指導 の改善に生かすようにする。

(4)事業推進のための環境づくり

平成15年度までの環境づくり

- ・ 平成8年度から小学校において、全学年で外部指導者を活用し学級担任とのティームティーチングによる指導で英語活動を行ってきた。
- ・ 平成13年度から小中一貫英語教育推進地域を指定し、1中学校区において小中 一貫英語カリキュラムの編成と実施上の工夫等について研究を進めてきた。
- ・ 平成12年度から学識経験者や学校関係者、保護者等で構成する小中一貫英語教育実施検討委員会を設置し、推進地域での研究と並行しながら検討を進めてきた。 この委員会は平成16年度以降も継続を予定している。

平成16年度以降の環境づくり

- ・ 平成15年度に小学校用副読本を作成し、小学校第3学年以上で平成16年度から使用する。
- ・ 小中一貫英語教育の基本的な考え方を示した金沢版英語科学習指導要領並びに金 沢市小中一貫英語カリキュラムに基づいて英語教育を実施する。
- ・ 平成16年度からの実施に当たっては、小・中学校ともに外部指導者の派遣を質・ 量ともに充実する。
- ・ 児童生徒の学力差への対応を充実するため、特に中学校における選択英語における発展コース、補充コースの設置を進めるとともに、市外からの転入生徒への対応を充実するため非常勤講師やALTを配置する。
- ・ 小学校教員、中学校教員及び外部指導者の指導力の向上を図るため、英語指導専

門員による小学校教員や外部指導者を対象とした研修や研修機関での中学校英語教員及びALTの研修等を充実する。

(5)関連する事業との相互関連

学校2学期制の実施

一つの学期の期間が長くなる中で、授業や学校行事の在り方などについて創意工夫しながら、授業時間の確保を図り、指導と評価の一体化のもとで子どもたちが確かな学力を身に付けることができるよう、平成16年度から金沢市立の全小・中学校で実施する。

「金沢スタンダード」(金沢版学習指導基準)の実施

平成13年度に実施した金沢市の学力調査結果や毎年度末に報告されている教育課程の実施状況調査結果に基づく課題に対応するため、「学習指導要領の内容で十分時間をかけて重点的に指導する内容」及び「学習指導要領を越えて指導する発展的な内容」について、その内容や取扱いについての指導基準、学習評価判定基準例等を「金沢スタンダード」として定め、平成16年度から市立の全小・中学校で統一的に実践することで学力の向上を図るとともに、この取組をとおして、各学校、教員の教育課程経営力の充実を図る。

学校自己評価・教育課程実施状況調査の実施

金沢市においては、各学校に対して毎年度末に教育課程の実施状況を、実施時数 のみならず学習状況の評価結果(観点別評価結果、評定)及び各学年各教科におけ る成果と課題を合わせて報告させている。

また、教育課程の実施状況を中心に据えた学校自己評価についても実施し、その評価結果についても報告させている。

平成14年度には、国の学力調査を活用して、金沢市独自に学力調査を実施し、 金沢市の児童生徒の学力状況を把握し、学力向上にかかる課題を明確にするよう努 めてきた。

今後もこうした取組と調査については継続し、一人ひとりの児童・生徒、各学級、 各学年、各学校、金沢市全体などそれぞれの段階ごとの学力向上の課題を明確にし、 指導の改善を積極的に進めていく予定である

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1)国際性豊かな金沢市民の育成

金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき小学校第3、4、5、6学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づけるとともに、小学校英語の到達目標に基づくより高い目標設定による中学校英語科の内容の充実並びに時間数の拡充を行い、市立の全ての小・中学校で小中一貫の英語教育を実施することで、義務教育を終えた段階で、英語による実践的なコミュニケーション能力を中核とした、より高い英語力を身につ

けることが可能となり、「世界都市金沢」を形成する国際性豊かな市民を育成することができる。

(2)英語力の向上による商業活動の活性化

義務教育段階で英語による実践的コミュニケーション能力を身に付けることで、将来外国人に日本や金沢の歴史や文化を英語で説明したり、将来的に様々な商業活動の分野等で活用するということが可能となるとともに、商業活動に使える英語力の習得を目指す市民層が拡大することが期待され、よりグローバルな商取引の拡大に合わせて、金沢市からの製品、商品の販路の国外への拡大やインターネット上の商業活動の活性化などビジネスチャンスの拡大が期待される。

(3) 小中一貫英語教育の推進に伴う新たな雇用の促進

小中一貫英語教育の推進は、金沢市民で英語に堪能で教育に情熱ある人材を開拓し 英語教育に関わる外部指導員の雇用を創出することとなり、新規雇用の促進等の経済 的効果も期待できる。

(4)小中一貫英語教育の先進市として都市の魅力の充実

これまでの小学校英語の先進的な実践を継承し、より高い目標設定による小中一貫 英語教育として発展させ、そのカリキュラム、指導方法、環境整備について具体的な 実践をとおして、その成果や取組を全国に発信並びに提案していくことで、全国における教育改革の先進的な役割を担うことができるとともに、国が進めている「英語が話せる日本人の育成」に関わって、一部の学校にとどまらず全ての学校で真剣に取り 組む都市として、「世界都市金沢」の魅力をさらに高めていくことができる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業 (特例措置番号:802) 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業 (特例措置番号:819)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連 する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

関連事業

(1) 小中一貫英語教育実施検討委員会の開催

金沢市では、平成12年度に小・中学校における英語教育の円滑な導入を図るため、 学識経験者や学校関係者、保護者等で構成する小中一貫英語教育実施検討委員会を設置し、小中一貫の教育課程、評価基準及び指導組織体制・指導方法に関することなど、 本市の小中一貫英語教育について幅広く検討を進めながら小中一貫英語教育の充実を 図ってきており、当該委員会の取組は引続き平成16年度以降も継続して実施することとしている。

(2)小学校英語指導専門員派遣事業

上記の外部指導員派遣のほか、本市が取り組んできた小学校英語活動事業においてその中心的役割を果たしてきた「小学校英語活動指導外国人指導員(EAC)」(平成9年から4名配置)については、ALTとしての実務経験も含めたこれまでの指導経験と日本の英語教育への理解、堪能な日本語能力並びに日本文化への適応能力等の一層の活用を図り、「小学校英語指導専門員」として位置づけ、その職務内容を充実し、小学校英語教育推進担当教員や外部指導員に対する指導助言並びに児童への授業実践に当たらせる。

(3)小中一貫英語教育外部指導員派遣事業

小学校第3学年以上の学年に「英語科」を設け、小学校英語の到達目標と連動した、より高い目標設定による中学校英語科の内容充実及び時間数の拡充を行い、全ての市立小・中学校で小中一貫の英語教育を実施するため、指導体制の改善を行い、外部指導員等の人材充実を図る必要があることから、従来の自治体国際化協会(JET)プログラムに基づくALT派遣に加え、民間からのALT派遣を予定しているともに、英語科免許を保有する非常勤講師及び中学校英語教員に準ずる特別非常勤講師等の人材を確保し、小学校及び中学校における英語教育指導体制の充実と強化を図る。

(4)「英語検定」受験にかかる補助事業

児童・生徒が着実に英語力を身に付けたことを評価する一助とするため、小学校では「児童英検」、中学校にあっては日本英語検定協会主催の「英語能力判定テスト」を 受験させることにより、英語力の定着度を検証し指導の改善に資するよう努めていく。

(5)小学校英語科副読本活用推進事業

小中一貫英語教育の推進と学習をふり返りながら到達目標を持った学び方を身に付けることができるよう、小学校における英語教育の各学年・各単元のねらいを明確にした小学校英語副読本を平成15年度中に完成させ、副読本に準拠した音声CDを併用し、平成16年度から小学校第3学年以上で使用することとしており、その活用方法やその他教材との有効な組合せ等について新たに研究を進める。

(6)小学校英語科ビデオ教材活用推進事業

上記小学校英語科副読本の使用に併せ、児童が各単元の内容をよりわかり易く視覚からイメージすることができるようにするため、平成15年度に作成するサンプルに基づき、副読本に対応した小学校科英語ビデオ教材を平成16年度に作成し活用する。

(7)中学校英語科副読本活用推進事業

「世界都市金沢」を形成する児童・生徒の国際性の涵養を目指し、郷土金沢の歴史や文化を正しく理解し、英語で説明できる力を身に付け、金沢の文化を発信することができるようにするため、金沢の歴史、伝統及び文化を学習するための中学校英語副読本を平成16年度に作成し活用する。

(8)「宮村英語奨励賞」「岡文化賞」等の英語学習奨励事業

金沢市の中学校英語教育の振興を図るため、金沢市では「宮村英語奨励賞」及び「岡文化賞(英語部門)」という独自の表彰制度を設けており、英語学習に努力し、その成績が優秀でかつ学校生活においても他の生徒の模範となる生徒を顕彰することで英語学習を奨励している。

(9) 教員英語指導力向上のための研修事業

教員の英語指導力の向上を図るための各種研修を継続して実施していくとともに、 小中一貫英語教育の実践と充実に併せた小中一貫英語教育推進担当者研修をはじめ小 学校学級担任及び外部指導員、ALTを対象とした小学校英語教育ブロックセミナー や小学校英語教育指導法などの課題研修、中学校英語科専門研修などのさらなる充実 強化を図っていくよう努める

(10)国際交流をはじめとした部局間連携事業

金沢市は平成2年4月に従来の金沢市都市提携委員会を改組し、金沢市姉妹都市交流委員会を設立し、本市と外国都市との都市提携による市民相互の友好関係を密接にし、文化、産業の交流促進を図りその向上発展に資するための様々な国際交流事業を展開し、「世界都市金沢」の理念を具現化する取組を進めている。

平成15年度の姉妹都市交流事業では、「北東アジア姉妹都市少年フォーラム」「イルクーツク市中学生親善相互訪問」「ナンシー市交換留学生」「金沢市代表団ナンシー市派遣」「中学生親善団蘇州市派遣」等を実施している。

また、平成元年4月に設立した財団法人金沢国際交流財団では、外国人との交流会や国際理解講座の開催をはじめ国際交流員の配置などにより、各種情報サービスの提供や民間団体活動への協力、留学生支援事業等を幅広く継続的に実施している。

その他にも、金沢の新しい文化を創造するため、海外からの各種団体を招いての文化交流事業である「金沢ルネッサンス冬まつり」開催の一環として小・中学生ふれあい交流を実施するなど 児童・生徒を含む幅広い市民レベルでの国際交流を実施している。

(参考)金沢市の姉妹都市

バッファロー市(アメリカ)	昭和37年姉妹	卜都市提携
イルクーツク市(ロシア)	昭和42年	同上
ポルトアレグレ市(ブラジル)	昭和42年	同上
ゲント市 (ベルギー)	昭和46年	同上
ナンシー市(フランス)	昭和48年	同上
蘇州市(中国)	昭和56年	同上
全州市 (大韓民国)	平成14年	同上

別 紙 1

1 特定事業の名称

番 号 802

特定事業の名称構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の市立の全小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日から

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 金沢市
- (2) 事業が行われる区域 金沢市立小・中学校全校

(3) 事業の実施期間

平成16年度から実施し、平成22年度に事業についての評価・見直しを行う。

(4) 事業内容

実施内容

【小学校】

- ・ 第3学年から第6学年の教育課程に「英語科」を新設し、それぞれの学年では 年間35時間の授業時数を設定する。(平成16年度全校実施)
- ・ 金沢市立小学校英語科学習指導要領及び金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき、系統的な指導計画のもと、学級担任と外部指導者(中学校英語科の免許を持った非常勤講師、ALT等)が英語副読本及び中学校第1学年用の教科書を主たる教材として活用して授業を行う。

【中学校】

- 英語科の授業時間数を全学年年間105時間から140時間に拡充する。
- ・ 各学年で選択英語の発展コース及び補充コースを設置する。
- ・ 金沢市小中一貫英語カリキュラムを実施し、その中で中学校用副読本を活用し 金沢の歴史や文化を発信できる英語力を身に付けさせる。
- ・ 中学校第3学年用の英語科教科書を、概ね同学年時の夏季休業前に終了し、より高い目標を達成するため、副読本を活用して学習する。

金沢市小中一貫英語カリキュラム全面実施にかかる移行措置

小中一貫英語カリキュラムの全面実施は、平成18年度からとするとともに、平成16年度及び17年度を移行措置期間とし段階的に教育課程を改善する。

小学校では、平成16年度の第6学年で、副読本の内容に関わる学習に加え、後期以降での中学校第1学年用教科書の使用を開始することとし、現行学習指導要領中学校第1学年の内容の20時間程度を実施する。他の学年にあっては、金沢版小中学校英語科指導要領に基づいて作成された副読本の内容を、平成16年度から全面実施する。

小学校においては平成17年度から小中一貫英語カリキュラムを該当学年で全面 実施し、第6学年では年度当初から中学校第1学年用の英語科教科書を使用する。

中学校においては、小学校の移行措置を受け、平成16年度及び17年度の2年間で各学年の教科書終了時期を段階的に早め、平成18年度には全面実施することとし、中学校第3学年用教科書の終了時期を、目標である中学校第3学年の7月頃となるよう暫時移行する。

それに応じて、現行中学校英語科指導要領より、より高い目標が設定された金沢版小中一貫英語科指導要領に基づいて作成された中学校英語科副読本に沿った学習内容を暫時増やし、各学年及び中学校第3学年用英語科教科書の使用終了後に実施する。

児童生徒の学力差に対応する個に応じた指導の充実

- ・ 非常勤講師やALTを新たに配置し、全ての中学校の全ての学年に、選択英語における発展コース、補充コースを設置し、学習の状況に応じて英語学習の充実を希望する生徒が選択できるようにする。
- ・ 中学校における習熟の程度に応じた英語科学習を進めるため、中学校英語科での 習熟度別少人数授業を充実する。
- ・ 市外からの転入生徒等に適切に対応するため、新たに配置する非常勤講師や放課 後学習支援のための学校教育活動を支援する地域の人材等も含めた放課後等におけ る個別指導を充実する。
- ・ 児童・生徒の英語力に応じた指導を充実するために、英語力の定着状況を把握で きるように小学校での「児童英検」、中学校での日本英語検定協会主催「英語能力判 定テスト」を実施し、指導の改善に生かすようにする。

事業推進の環境づくり

- ・ 平成8年度から小学校において、全学年で外部指導者を確認し、学級担任とのティームティーチングによる指導で英語活動を行ってきた。
- ・ 平成13年度から小中一貫英語教育推進地域を指定し、1中学校区において小中 一貫英語カリキュラムの編成と実施上の工夫等について研究を進めてきた。
- ・ 平成12年度から学識経験者や学校関係者、保護者等で構成する小中一貫英語教育実施検討委員会を設置し、検討を進めてきた。この委員会は平成16年度以降も継続を予定している。
- ・ 平成15年度に小学校用副読本を作成し、小学校第3学年以上で平成16年度か

ら使用することとしている。

- ・ 小・中学校ごとに、小中一貫英語教育の基本的な考え方を示した金沢版英語科学 習指導要領並びに金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づいて実施する。
- ・ 上記事業が段階的に実施できるよう、平成16、17年度は移行期間とする。
- ・ 平成16年度からの実施に当たっては、小・中学校ともに外部指導者の派遣を質・ 量ともに充実する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)特例措置の必要性

「世界都市金沢」を形成する市民の国際性の涵養が最も重要な課題となってきている現在、「世界都市金沢」の未来を担う児童・生徒が、「実践的なコミュニケーション能力を中核としたより高い英語力」「国際社会に生きる日本人としての自覚」「郷土である金沢の文化を理解し英語で説明できる力」を身に付けることができるような人材創生は、その基礎として重要である。

これまでの小学校英語教育及び小中一貫英語教育推進地域における試行研究の成果 を発展継承し、義務教育段階を終了する時点でより高い英語力が身に付くことを実現 するためには、以下の特例措置が必要である。

より高い目標設定がなされた金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき小学校第34、5、6学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づけるとともに、小学校英語の到達目標と連動したより高い目標設定による中学校の英語科の内容の充実及び時間数の拡充を行えるよう教育課程の規制を緩和することが必要である。

また、より高い目標を達成するための指導内容の充実を図るうえで、主たる教材である教科書の使用時期の早期化が重要になる。そのため、英語科教科書の早期給与ができるよう教科書給与に関する規制の緩和が必要である。

(2)取組の期間等

本事業は、特区認定日以降で平成16年度から、全ての小・中学校で実施される。 基本的には、「金沢子どもを育む行動計画」の見直し時期と連動して見直しを図ることとしており、当面は、平成22年度に見直しを行う。

(3)教育課程の基準によらない部分

【小学校】

第3、4、5、6学年に「英語科」を設置すること。

・ 金沢市版「小学校英語科学習指導要領」として目標や内容、内容の取り扱いにつ いて定める。

第3学年以上の各学年に、年間35時間の「英語科」を設置し、総合的な学習の時間は現行の第3、4学年の年間105時間を70時間、第5、6学年の110時間を75時間とする。

【小学校の特例措置による教育課程編成の標準時数】

	必修教科の授業時数											総合的	総	
区分	国	社	算	理	生	音	図画	家	体	英	道	特別	な学習 の時間	授 業
<u> </u>	語	会	数	科	活	楽	図画工作	庭	育	語	徳	別活動	の授業	時
													時数	数
第1学年	272	-	114	ı	102	68	68	-	90	•	34	34	-	782
第2学年	280	-	155	ı	105	70	70	-	90	ı	35	35	-	840
第3学年	235	70	150	70	1	60	60	-	90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		60	60	-	90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95	-	50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95	-	50	50	55	90	35	35	35	75	945

・ 低学年は、特活や生活科等の時間を活用して、年間10時間の英語教育を実施する。

【中学校】

金沢市小中一貫英語教育の考え方に基づき、金沢市版「中学校英語科学習指導要領」として目標や学習内容、内容の取り扱いに関わる指導基準を定める。

英語科の時間数を各学年140時間とする。

選択教科に充てる時間と総合的な学習の時間の網掛け表示の部分は、第1学年は15時間から30時間と35時間から50時間、第2学年は35時間から85時間と、35時間から85時間、第3学年は70時間から165時間と35時間から130時間とする。

【中学校の特例措置による教育課程編成の標準時数】

	必修教科の授業時数											選択教	総合的	総
		→ ⊥	米石	IH	ķ	ĸ	,	++	ΑL	道	特	科等に	な学習	授
区分	国	社	数	理	音	美	健	<u>牧</u> 術	外		別活動	充てる	の時間	業
	<u>÷</u> ∓		224	1/1	\ _	% ₽ −	保健体育	技術家庭	国	徳	動	授業時	の授業	時
	語	会	学	科	楽	術	Ħ	庭	語			数	時数	数
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	15 ~ 30	35 ~ 50	980
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	35 ~ 85	35 ~ 85	980
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	70 ~ 165	35 ~ 130	980

- 1年総合をふやす場合は、週28時間を29時間にするなどの対応となる。
- ・ 全学年で選択英語を2コース(発展、補充)を設置する。

(4)要件適合性を認めた根拠

本事業は、現学習指導要領の「生きる力」につながる確かな学力を身に付けさせようとする趣旨や考え方に沿って行われるものであり、その最低基準性とも整合性が保たれているとともに、これまでの金沢市における英語教育の進展という実態に応じて、現行学習指導要領の目指す学力の延長線上に、より高い目標設定するものであることからも、学校教育法第17条、第18条、第35条、第36条に示された小・中学校の目的や目標に合致している。

また、英語による実践的なコミュニケーション力を身に付け、合わせて「話すこと」「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の4技能のバランスのとれた英語力を身に付けることを目指すとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と人格の形成、個性豊かな文化の創造を目指しており、教育基本法に規定する「人格の完成をめざし」かつ「平和的な国家及び社会の形成者として」ふさわしい資質を備えた国民を育成するという第1条(教育の目的)にも合致している。

さらに、今回の事業の対象は、特区内の全ての小・中学校の児童・生徒であり、教育の機会均等を定めた憲法第26条及び教育基本法第3条に合致している。

別 紙 2

1 特定事業の名称

番 号 819

特定事業の名称 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与

特例事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の市立の全小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定の日から

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 金沢市
- (2) 事業が行われる区域 金沢市立小・中学校全校

(3) 事業の実施期間

平成16年度から実施し、平成22年度に事業についての評価・見直しを行う。

(4) 事業内容

実施内容

【小学校】

- ・ 第3学年から第6学年の教育課程に「英語科」を新設し、それぞれの学年では 年間35時間の授業時数を設定する。(平成16年度全校実施)
- ・ 金沢市立小学校英語科学習指導要領及び金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき、系統的な指導計画のもと、学級担任と外部指導者(中学校英語科の免許を持った非常勤講師、ALT等)が英語副読本及び中学校第1学年用の教科書を主たる教材として活用して授業を行う。

【中学校】

- 英語科の授業時数を全学年年間105時間から140時間に拡充する。
- ・ 各学年で選択英語の発展コース及び補充コースを設置する。
- ・ 金沢市小中一貫英語カリキュラムを実施し、その中で中学校用副読本を活用し 金沢の文化を発信できる英語力を身に付けさせる。
- ・ 中学校第3学年用の英語科教科書を、概ね同学年の夏季休業前に終了し、より 高い目標を達成するため、副読本を活用して学習する。

金沢市小中一貫英語カリキュラム全面実施にかかる移行措置

小中一貫英語カリキュラムの全面実施は、平成18年度からとするとともに、平成16年度及び17年度を移行措置期間とし段階的に教育課程を改善する。

小学校では、平成16年度の第6学年で、副読本の内容に関わる学習に加え、後期以降での中学校第1学年用教科書の使用を開始することとし、現行学習指導要領における中学校第1学年の内容の20時間程度を実施する。

第6学年以外の学年にあっては、金沢版小中学校英語科指導要領に基づいて作成 された副読本の内容を、平成16年度から全面実施する。

小学校においては平成17年度から小中一貫英語カリキュラムを該当学年で全面 実施し、第6学年では年度当初から中学校第1学年用の英語科教科書を使用する。

中学校においては、小学校の移行措置を受け、平成16年度及び17年度の2年間で各学年の教科書終了時期を段階的に早め、平成18年度には全面実施することとし、中学校第3学年用教科書の終了時期を、目標である中学校第3学年の7月頃となるよう暫時移行する。

それに応じて、現行中学校英語科指導要領より、より高い目標が設定された金沢版小中一貫英語科指導要領に基づいて作成された中学校英語科副読本に沿った学習内容を暫時増やし、各学年で使用するとともに中学校第3学年用英語科教科書の終了後に使用する。

児童生徒の学力差に対応する個に応じた指導の充実

- ・ 非常勤講師やALTを新たに配置し、全ての中学校の全ての学年に、選択英語における発展コース、補充コースを設置し、学習の状況に応じて英語学習を充実させたいとする生徒が選択できるようにする。
- ・ 中学校における習熟の程度に応じた英語科学習を進めるため、中学校英語科での 習熟度別少人数授業を充実する。
- ・ 市外からの転入生徒等に適切に対応するため、新たに配置する非常勤講師や放課 後学習支援のための学校教育活動を支援する地域の人材等も含めた放課後等におけ る個別指導を充実する。
- ・ 児童・生徒の英語力に応じた指導を充実するために、英語力の定着状況を把握で きるように小学校での「児童英検」、中学校での英検主催「英語能力判定テスト」を 実施し、指導の改善に生かすようにする。

事業推進の環境づくり

- ・ 平成8年度より小学校において、全学年で外部指導者を入れ学級担任とのティームティーチングによる指導で英語活動を行ってきた。
- ・ 平成13年度から小中一貫英語教育推進地域を指定し、1中学校区において小中 一貫英語カリキュラムの編成と実施上の工夫等について研究を進めてきた。
- ・ 平成12年度から学識経験者や学校関係者、保護者等で構成する小中一貫英語教育実施検討委員会を設置し、検討を進めてきた。この委員会は平成16年度以降も継続を予定している。

- ・ 平成15年度に小学校用副読本を作成し、小学校第3学年以上で平成16年度から使用する。
- ・ 小・中学校ごとに、小中一貫英語教育の基本的な考え方を示した金沢版英語科学 習指導要領並びに金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づいて実施する。
- ・ 上記事業が段階的に実施できるよう、平成16、17年度は移行期間とする。
- ・ 平成16年度からの実施に当たっては、小・中学校ともに外部指導者の派遣を質・量ともに充実する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)特例措置の必要性

「世界都市金沢」を形成する市民の国際性の涵養が最も重要な課題となってきている現在、「世界都市金沢」の未来を担う児童・生徒が、「実践的なコミュニケーション能力を中核としたより高い英語力」「国際社会に生きる日本人としての自覚」「郷土である金沢の文化を理解し英語で説明できる力」を身に付けることができるような人材創生は、その基礎として重要である。

これまでの小学校英語教育及び小中一貫英語教育推進地域における試行研究の成果 を発展継承し、義務教育段階を終了する時点でより高い英語力が身に付くことを実現 するためには、以下の特例措置が必要である。

より高い目標設定がなされた金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき小学校第34、5、6学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づけるとともに、小学校英語の到達目標に基づくより高い目標設定による中学校の英語科の内容の充実及び時間数の拡充を行えるよう教育課程の規制を緩和することが必要である。

また、より高い目標を達成するための指導内容の充実を図るうえで、主たる教材である教科書の使用時期の早期化が重要になる。そのため、英語科教科書の早期給与ができるよう教科書給与に関する規制の緩和が必要である。

(2)中学校英語科教科書の早期給与計画

より高い目標設定による小中一貫英語教育を実施する前出の事業内容を行うためには、平成16年度から下記の表のように上学年の中学校英語科教科書を下学年の児童生徒に早期に無償給与できるようにすることが必要である。

特に、初年度に当たる平成16年度にあっては、1学年下の学年への給与とともに、 通常の給与学年への給与も必要となる。

また、平成17年度以降は、早期に給与する学年への給与を受けることのみ必要となる。

なお、平成17年度の中学校教科書採択、平成18年度から新教科書使用に関しては、文部科学省と事務的な詰めを行う予定である。

給与する英語科教科書	給与対象	平成16年度		
New Horizon (東京書籍)	早期に給与する学年 (通常の給与学年)	早期給与必要冊数 (通常の給与冊数)		
中学校第1学年用	小学校第6学年 (中学校第1学年)	4,096冊 (3,924冊)		
中学校第2学年用	中学校第 1 学年 (中学校第 2 学年)	3,924冊 (3,898冊)		
中学校第3学年用	中学校第2学年(中学校第3学年)	3,898冊 (4,161冊)		

(*平成16年度必要冊数は、平成15年12月1日現在の見込み数による。)